

(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価準備書について (答申案)

当審査会は、平成22年12月27日に、市長から(仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで現地視察及び3回の審査を行った。

本事業は、広島市の北西部に位置するひろしま西風新都の南端に位置し、住宅や商業、業務系の複合用地を造成するものである。また、事業予定地は、標高約100mから200m程度の丘陵地で、都心近傍に位置する山林を開発するもので、既存の住宅団地とも近接した地域の開発事業である。

このような事業特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が確実に実施され、事業の実施に伴う環境への影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、下記のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 事業計画について

本事業は、土地の開発事業者と立地する商業施設や集合住宅等の事業主体が異なるため、開発事業者は、これらの施設設置者に対して緑化や省エネ機器の使用等の環境保全措置への協力を要請することとしている。このため、施設設置者が実施する環境保全措置が担保されるよう、実施方法や要請する事項等について具体的に環境影響評価書に記載すること。

2 騒音、振動について

供用後の周辺道路における自動車交通騒音及び振動の予測結果は、将来の周辺道路網の整備による交通量の分散が前提となっている。このため、事後調査の実施にあたっては、大型商業店舗が稼働した時点に加えて、他の商業施設等の開業時や、周辺の道路整備状況及び交通量の推移等を勘案した適切な事後調査計画とすること。

3 水象について

事業実施に伴う周辺井戸等の地下水への影響については、水位の把握に加えて各井戸の水質についても測定し、事業に伴う影響を把握すること。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を実施すること。

4 動物、植物について

- (1) 事業地内の雨水側溝への小型動物の転落防止策及び脱出のための方策について、より効果的な方法を検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- (2) 移植による環境保全措置を行うとしているサンヨウアオイ、クロバイ、ヘラシダ等については、工事着手前に専門家の助言を受けながら、計画地域内の移植に限定せず幅広い環境保全措置の実施について十分検討し、その結果を環境

影響評価書に記載すること。

特に、ギフチョウの食草であるサンヨウアオイについては、ギフチョウの生態にも配慮し群落での移植を行うなど、生息環境への影響をできる限り低減するための適切な措置を実施すること。

- (3) 動植物に係る予測評価にあたっては、他の具体的な実施事例の引用などにより、環境保全措置の効果の确实性を明らかにすることなどで、より分かりやすく実施すること。また、その結果を環境影響評価書に記載すること。
- (4) 事業計画地では、イノシシ等多くの野生動物の生息が確認され、周辺地域では住宅地への出没も報告されていることから、開発に伴って近接した住宅団地等へ行動範囲が拡大したり、生息環境が減少することでさらに市街地へ出没する可能性もある。このため、事業計画地内も含めた周辺地域の野生動物による被害対策について、関係機関との協議や後背地の管理等、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書に記載すること。

5 景観について

事業地内の建築物や屋外広告物については、年間を通じた周辺の景観を考慮し、形状、色彩及び明るさに配慮したものとなるよう、設置者に協力を要請すること。

6 その他

(1) 防災対策について

今後の事業計画の進捗に応じて、現在の技術基準等に沿った計画にとどまらず、近年の降雨特性等を十分に考慮した降雨対策、大規模な斜面崩壊の対策及び土石流災害の対策を検討し、必要な措置を講じた計画とすること。

(2) 交通計画について

本事業地内には大規模な商業施設が予定されており、周辺の交通渋滞が懸念されている。このため、今後、事業計画の進捗状況に応じて、関係機関と十分な協議を行うとともに、事業者自らが公共交通事業者であることを踏まえて渋滞緩和対策を十分検討し、必要な措置を講じた計画とすること。